

第 36 回コーデックス連絡協議会資料一覧

資料番号	資料名
1	議事次第
2	委員名簿
3	会場配置図
4-(1)	第 24 回加工果実・野菜部会 (CCPFV) 議題〔仮訳〕
4-(2)	第 24 回加工果実・野菜部会 (CCPFV) 概要
5-(1)	第 2 回抗菌剤耐性に関する特別部会 (TFAMR) 議題〔仮訳〕
5-(2)	第 2 回抗菌剤耐性に関する特別部会 (TFAMR) 概要
6-(1)	第 30 回栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) 議題〔仮訳〕
6-(2)	第 30 回栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) 概要
7-(1)	第 17 回食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS) 仮議題〔仮訳〕
7-(2)	第 17 回食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS) の主な検討議題
8-(1)	第 40 回食品衛生部会 (CCFH) 仮議題〔仮訳〕
8-(2)	第 40 回食品衛生部会 (CCFH) の主な検討議題
9-(1)	第 21 回油脂部会 (CCFO) 仮議題〔仮訳〕
9-(2)	第 21 回油脂部会 (CCFO) の主な検討議題

第 36 回コーデックス連絡協議会

日時：平成 20 年 11 月 14 日（金）

14:00 ～ 16:00

場所：経済産業省別館 1028 号会議室

議 事 次 第

1. コーデックス委員会の活動状況

(1) 最近のコーデックス委員会の活動状況について

- ・ 第 24 回加工果実・野菜部会
- ・ 第 2 回抗菌剤耐性に関する特別部会
- ・ 第 30 回栄養・特殊用途食品部会

(2) 今後のコーデックス委員会の活動について

- ・ 第 17 回食品輸出入検査・認証制度部会
- ・ 第 40 回食品衛生部会
- ・ 第 21 回油脂部会

2. その他

コーデックス連絡協議会 委員名簿

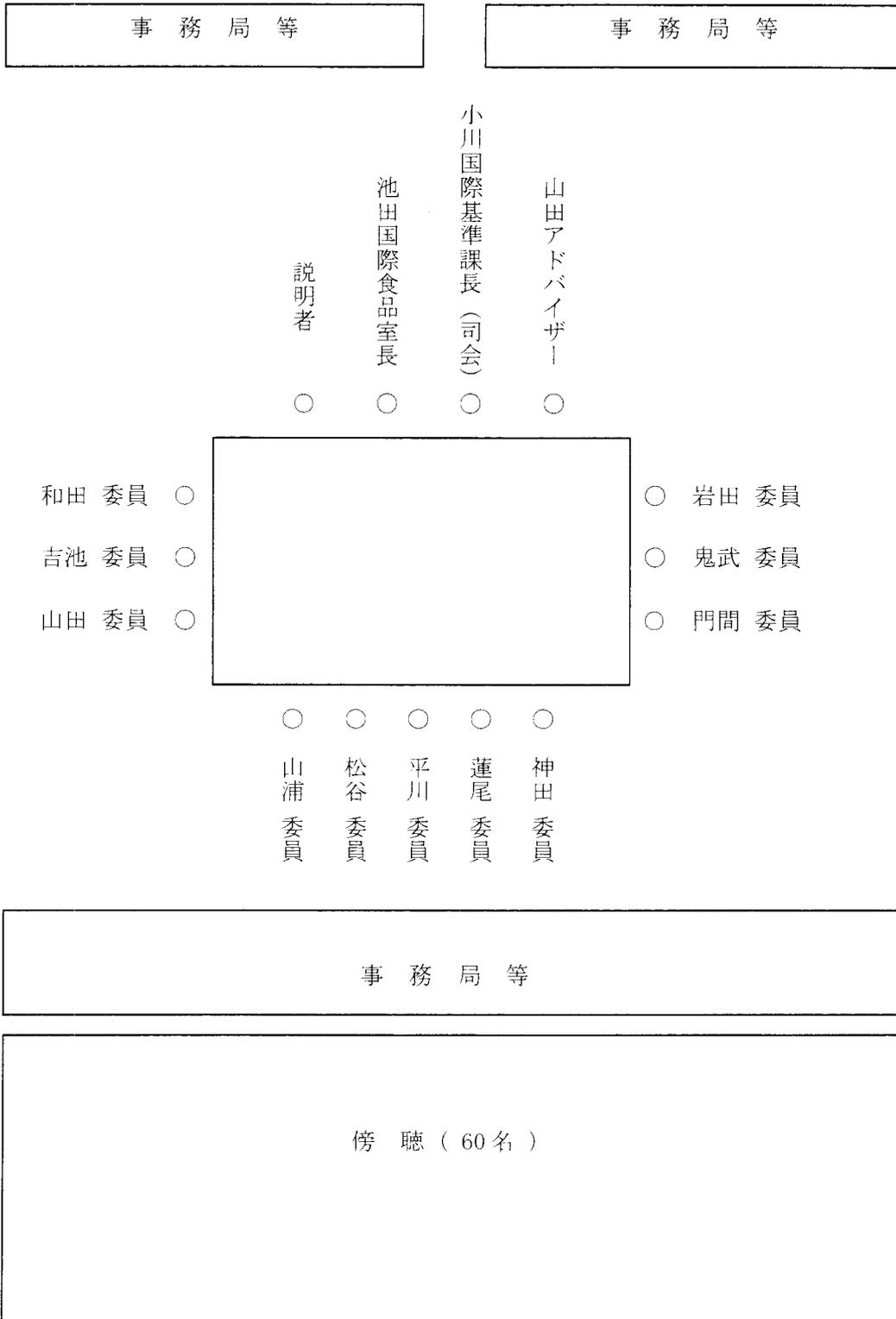
(敬称略 50音順)

いわた 岩田	しゅうじ 修二	サントリー(株) 品質保証本部 テクニカルアドバイザー
おにたけ 鬼武	かずお 一夫	日本生活協同組合連合会 安全政策推進室 室長
かすみ 春見	たかふみ 隆文	日本大学生物資源科学部農芸化学科 教授
かどま 門間	ひろし 裕	(財) 食品産業センター 参与
かんだ 神田	としこ 敏子	前 全国消費者団体連絡会 事務局長
たかや 高谷	さとし 幸	(社) 日本食品衛生協会 常務理事
はすお 蓮尾	たかこ 隆子	家庭栄養研究会 副会長
ひらかわ 平川	ただし 忠	日本食品添加物協会 常務理事
ほその 細野	あきよし 明義	(財) 日本乳業技術協会 常務理事
まつたに 松谷	みつこ 満子	(財) 日本食生活協会 会長
やまうら 山浦	やすあき 康明	日本消費者連盟 副代表運営委員
やまだ 山田	まさのぶ 雅宣	全国農業協同組合連合会 営農総合対策部 営農企画グループリーダー
よしけ 吉池	のぶお 信男	青森県立保健大学健康科学部栄養学科 教授
わだ 和田	まさえ 正江	主婦連合会 副会長

第36回コーデックス連絡協議会 会場配置図

平成20年11月14日(金) 14:00 ~ 16:00

経済産業省別館 1028号会議室



事務局等

事務局等

説明者

池田国際食品室長

小川国際基準課長(司会)

山田アドバイザー

和田委員 ○
吉池委員 ○
山田委員 ○

○ 岩田委員
○ 鬼武委員
○ 門間委員

○ 山浦委員
○ 松谷委員
○ 平川委員
○ 蓮尾委員
○ 神田委員

事務局等

傍聴(60名)

入口

FAO/WHO 合同食品規格計画

第 24 回加工果実・野菜部会

日時 : 2008 年 9 月 15 日 (月) ~ 9 月 20 日 (土)
 場所 : アーリントン.V.D (ワシントン.D.C metro area) (米国)

議 題

1.	議題の採択
2.	コーデックス総会及び/又はその他の部会からの付託事項
3.	ジャム、ジェリー、マーマレードのコーデックス規格案 (ステップ 7)
4 a.	野菜缶詰のコーデックス規格案 (ステップ 7)
4 b.	野菜缶詰に特有の付属文書原案 (野菜缶詰のコーデックス規格案) (ステップ 4) 1. アスパラガス 2. ニンジン 3. インゲンマメ 4. グリーンピース 5. パーム 6. エンドウマメ 7. スイートコーン 8. ベビーコーン又はヤングコーン
4 c.	野菜缶詰の充填剤に関するガイドライン原案(ステップ 4)
5.	果実及び野菜缶詰の最小固形物重量を管理するための計測学上の規程を含むサンプリングプラン(ステップ 4)
6.	加工果実・野菜に関する分析及びサンプリング法—aqueous coconut products、coconut cream 及び coconut milk の分析法—

7.	加工果実・野菜規格の食品添加物リスト
8.	加工果実・野菜のコーデックス規格の標準様式
9.	加工果実・野菜の規格化の優先リスト
10.	その他の作業
11.	次回会合の日程及び開催地
12.	報告書の採択

※標記会合に先立ち、2008年9月13日(土)に「野菜缶詰のコーデックス規格案」、14日(日)に「ジャム、ジェリー、マーマレードのコーデックス規格案」に関する作業部会が開催された。

第 24 回加工果実・野菜部会 (CCPFV) 概要

1. 開催日及び開催場所

日時 : 2008 年 9 月 15 日 (月) ~ 9 月 20 日 (土)

場所 : アーリントン. V. D (ワシントン. D. C metro area) (米国)

2. 参加国及び国際機関

4 3 加盟国、1 加盟機関 (EC)、4 国際機関 (参加者総数 1 1 1 名)

3. 我が国からの出席者

農林水産省生産局園芸課流通加工対策室 国際調整係長 佐野 文昭

今次会合では、野菜缶詰の規格及びジャム・ゼリー・マーマレードの規格がステップ 8 として総会に提出されることが合意されたほか、たけのこの缶詰、マッシュルームの缶詰、テーブルオリーブ、乾燥ココナッツの規格改訂が新規作業として総会に提出されることとなった。

特に、野菜の缶詰規格においては、缶詰の中身となる野菜のサイズについて、ジャム・ゼリー・マーマレードの規格においては、定義や内容成分、表示が論点となった。

4. 主要議題の概要

議題 2 コーデックス委員会及びその他の部会からの報告及び付託事項

・チリソースの規格について

アジア地域部会で新規に作業することとなった「チリソースの規格」について、第 30 回総会より加工果実・野菜部会に対し、将来的に国際規格として検討すべきか照会があったところ、EC から国際規格として策定することには反対であり、チリソースの多様性に鑑み、各地域部会でそれぞれ規格を策定すべきとの意見がなされ、これに対する反対意見はなかった。

議題 3 ジャム・ゼリー・マーマレードの規格 (ステップ 7)

原料となる熱帯果実の生産国である途上国から、それぞれの国の現状を規格に反映するよう意見が出され、結果、果実ごとに最低含有量などを定めることとなった。

議題 4 a. 野菜缶詰の規格 (ステップ 7)

議題 4 b. 野菜缶詰に特有の付属文書原案 (野菜缶詰のコーデックス規格案) (ステップ 4)

議題 4 c. 野菜缶詰の充填剤に関するガイドライン原案 (ステップ 4)

前回会合において、野菜缶詰の個別の品目数が多いことから、規格の簡素化及び作業の効率化のため、野菜缶詰の規格のうち、添加物、食品衛生など共通化できるものは一般事項とし、品質要件や表示、充填材（パッキングメディア）など共通化できないものはそれぞれ付属文書として検討することが合意された。

今次会合では、規格本体の一般事項に充填材の規定を組み込むこととし、ステップ8（充填材については5/8）とすることで合意された。また、個別の品目（アスパラガス、ニンジン、インゲンマメ、グリーンピース、パーム、エンドウマメ、スイートコーン、ヤングコーンの8種類）の付属文書の規定のうち、特に、野菜のサイズが議論となったが、各国の制度の違いを勘案し、販売が行われる国の制度に従うこととし、ステップ5/8とすることで合意された。

(参考)

加工果実・野菜部会（CCPFV）の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
ジャム・ゼリー・マーマレードの規格	8	・ 第 32 回総会
野菜缶詰の規格 ・ 共通事項 ・ 充填材 ・ 個別の野菜	8 5/8 5/8	・ 第 32 回総会
果実及び野菜缶詰の最小固形物重量を管理するための計測学上の規程を含むサンプリングプラン	2/3	・ 第 25 回 CCPFV ・ 電子作業部会[座長：フランス]
たけのこ、マッシュルームの缶詰の規格改訂原案	1/2/3	・ 第 32 回総会 ・ 電子作業部会[座長：フランス]
テーブルオリーブの規格改訂原案	1/2/3	・ 第 32 回総会 ・ 電子作業部会[座長：EC]
乾燥ココナッツの規格改訂原案	1/2/3	・ 第 32 回総会 ・ 電子作業部会[座長：ブラジル]
加工果実・野菜に関する分析及びサンプリング法 -水溶性ココナッツ製品 ：ココナッツクリーム及びココナッツミルク	—	・ 第 30 回 CCMAS ・ 第 32 回総会
野菜缶詰のための充填剤に関するガイドライン	作業中止	
加工果実・野菜のコーデックス規格標準様式	作業中止	
加工果実・野菜の優先リスト	—	・ 第 25 回 CCPFV
加工果実・野菜の添加物リスト	—	・ 第 25 回 CCPFV

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 2 回抗菌剤耐性に関する特別部会

日時 : 2008 年 10 月 20 日 (月) ~ 10 月 24 日 (金)

場所 : ソウル (韓国)

議題

1.	議題の採択
2.	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3.	FAO、WHO 及び OIE による抗菌剤耐性に関する作業の情報
4.	統合された文書の構成
5.	食品由来の抗菌剤耐性菌に係るリスク評価指針
6.	リスク評価及び管理における食品由来の抗菌剤耐性菌の優先付けのためのリスクプロファイル作成に関する指針
7.	食品由来の抗菌剤耐性菌の封じ込めのためのリスク管理指針
8.	その他の事項及び今後の作業
9.	次回会合の日程及び開催地
10.	報告書の採択

第 2 回抗菌剤耐性に関する特別部会 (TFAMR) 概要

1. 開催日及び開催場所

日時：2008 年 10 月 20 日 (月) ～10 月 24 日 (金)

場所：ソウル (韓国)

2. 参加国及び国際機関

33 カ国、1 加盟機関 (EC)、7 国際機関 (参加者総数 132 人)

3. 我が国からの出席者

農林水産省消費・安全局消費・安全政策課	食品安全危機管理官	辻山 弥生
内閣府食品安全委員会事務局評価課	課長補佐	関谷 辰朗
厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課国際食品室		
	国際調整専門官	福島 和子
農林水産省動物医薬品検査所検査第 2 部抗生物質製剤検査室		
	主任検査官	小澤真名緒
農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課リスク管理 係長		秋元 京子

4. 議題の概要

議題 1 議題の採択

本年 5 月に開催された「食品由来の抗菌剤耐性菌に係るリスク評価指針」、「リスク評価及び管理における食品由来の抗菌剤耐性菌の優先付けのためのリスクプロファイル作成に関する指針」及び「食品由来の抗菌剤耐性菌の封じ込めのためのリスク管理指針」の原案を作成する 3 つの作業部会 (WG) の検討結果を踏まえ、これらを 1 つのガイドラインに統合した場合の構成を検討するために、議題 4 として「統合された文書の構成」が追加された。

議題 4 統合された文書の構成

(本議題は、議題 5～7 の検討が終了した後に検討された。)

会期内 WG (座長：カナダ、デンマーク、フランス及び米国) の議論を踏まえて検討された結果、3 つのガイドラインを 1 つに統合すること、表題は「食品由来の抗菌剤耐性に係るリスク分析のためのガイドライン」とすること、「緒言」、「一般原則」、「リスクコミュニケーション」、「文書化」及び「定義」を共通の項目とすること、が合意された。

米国を座長、カナダ、フランス及びデンマークを共同座長とする電子 WG に

において、3つのガイドライン文書（議題5～7において検討）を統合したガイドライン原案を作成し、ステップ3で各国のコメントを求め、次回特別部会においてステップ4で検討することとされた。

議題5 食品由来の抗菌剤耐性菌に係るリスク評価指針

WG（座長：カナダ）案を基に検討された。第2節「範囲」の図1に「動物飼料」及び「養殖」の文言を加える等、基本的な方向性については合意されたが、具体的な修正内容については引き続き検討することとされた。第6.2節「暴露評価」の表1「耐性菌及び耐性決定因子の発現、有病率、伝達に影響する項目-プレハーベスト及びポストハーベストにおけるデータ」の“extra- and off-label use of antimicrobial agent”の取り扱い、第6.3節「ハザードの特性付け」及び付属書II「抗菌剤耐性菌の情報のアウトライン」の内容等については、引き続き検討することとされた。

議題6 リスク評価及び管理における食品由来の抗菌剤耐性菌の優先付けのためのリスクプロファイル作成に関する指針

WG（座長：米国）案を基に検討された結果、統合した後の項目名は「予備的な抗菌剤耐性リスク管理措置（Preliminary AMR-Risk Management Activities）」とすることとされ、考慮すべき範囲として「養殖」が追加された。

また、第4.2節「薬剤耐性菌のリスクプロファイルの作成」では、リスク管理の決定に影響を与える重要なデータあるいは情報を見逃す可能性を最小限にするために、包括的なリスクプロファイルを行うべき旨が明記された。

第4.4節「広範なリスク管理の日標の確立」については、リスク評価が必要であるか否かの決定に至るまでの一連の行動の流れを明確にするために、さらに検討することとされた。

議題7 食品由来の抗菌剤耐性菌の封じ込めのためのリスク管理指針

WG（座長：デンマーク）案を基に第II節「目的及び範囲」、第IV節「利用可能なオプションの特定」について長時間にわたり検討した結果、これらの項に関しては修正等を加えた上で概ね合意された。

第IV節のプレハーベストにおけるリスク管理オプションとしては、家畜に対する抗菌性物質の使用量の削減のみを強調するのではなく、既存の衛生実施規範や食品生産に係る抗菌性物質の使用規範等を採用するなど、より適切なオプションを示す方向で検討することとした。

また、同節のポストハーベストにおけるリスク管理オプションとして提案された「薬剤耐性菌に特化した微生物規準の策定及びそれに基づく製品回収」に

については、一次生産現場以降の段階において食品由来疾患を防止するには、耐性菌・非耐性菌の別にかかわらず、一般的な食品衛生上の管理が重要であると考えられること等の観点から議論されたが結論が得られず、引き続き検討することとされた。

(参考)

第2回抗菌剤耐性に関する特別部会 (TFAMR) の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
食品由来の抗菌剤耐性菌に係るリスク分析のためのガイドライン	2/3/4	<ul style="list-style-type: none">• 電子的作業部会 (座長：米国、カナダ、デンマーク及びフランス)• 第3回 TFAMR

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 30 回栄養・特殊用途食品部会

日時 : 2008 年 11 月 3 日 (月) ~11 月 7 日 (金)

場所 : ケープタウン (南アフリカ)

議題

1.	議題の採択
2.	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3.	栄養健康強調表示の使用に関するガイドライン: 栄養成分表示の条件表案 (Part B: 食物繊維含有量について)
4.	乳児及び年少幼児向けの特別用途食品に使用される栄養素配合物の推奨リスト案 (Part D: 特別な栄養構造をとるために使用される食品添加物の推奨リスト: アラビアガム規定)
5.	栄養・特殊用途食品部会により適用される栄養学的リスク分析の原則及びガイドライン案
6.	健康強調表示の科学的根拠についての勧告原案
7.	栄養表示ガイドラインに則った表示を目的とした栄養参照量 (NRV) の追加あるいは改訂原案
8.	必須栄養素の食品への添加に関するコーデックス一般原則 (CAC/GL 09-1987) を修正するための新規作業の提案に関する討議文書
9.	低体重乳幼児向け穀物加工食品規格作成のための新規作業の提案に関する討議文書
10.	その他の事項及び今後の作業
(a)	乳児 (6-12 ヶ月齢) 及び幼児用調製補助食品に関するガイドライン改訂案概要
(b)	食事、運動及び健康に関する WHO の世界的戦略に関連する検討事項
11.	次回会合の日程及び開催地
12.	報告書の採択

※標記会合に先立ち、2008 年 11 月 1 (土) に「栄養参照量 (NRV) : 健康強調表示及び『食事、運動及び健康に関する WHO の世界的な戦略』に係る事項」に関する作業部会が開催される予定。

第 30 回栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) の概要

1. 開催日及び開催場所

日時 : 2008 年 11 月 3 日 (月) ~ 11 月 7 日 (金)

場所 : ケープタウン (南アフリカ)

2. 参加国及び国際機関

52 カ国、1 加盟機関(EC)、27 国際機関 (参加者総数約 240 人)

3. 我が国からの出席者

厚生労働省医薬食品局食品安全部国際食品室長 池田千絵子

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課

新開発食品保健対策室衛生専門官 調所 勝弘

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課

新開発食品保健対策室主査 松井 保喜

(独) 国立健康・栄養研究所食品保健機能プログラムリーダー 山田 和彦

テクニカルアドバイザー

財団法人日本健康・栄養食品協会

浜野 弘昭

財団法人日本食品衛生協会

土田 博

4. 議論の概要

主要議題は以下のとおり。

議題 3 : 栄養強調表示の使用に関するガイドライン : 栄養成分表示の条件表案 (Part B : 食物繊維含有量について)

WHO が提案する食物繊維の生理機能における科学的な根拠に関する文献 (European Journal of Clinical Nutrition (Volume 61, Supplement 1, December 2007)) を著述した専門家グループの一員であるカミング博士より、食物繊維の定義における WHO 提案とコーデックス案との違いがあまりない旨の説明があり、非植物由来の食物繊維については、効果について科学的根拠が確認できないものの、個別に科学的根拠が証明されれば、食物繊維に含めることに異存がないこと、重合度の数については、10 未満のものについても、生理学的効果があることには疑問がないが、食物繊維に求められている機能とは異なることから、科学的にも、消費者の誤解を防ぐためにも食物繊維に含めるべきではないことを踏ま

え提案された新たな定義案についての説明があった。非植物由来の食物繊維について、個別の科学的根拠が必要であることについては、合意が得られた。食物繊維の重合度を3以上にするか、10以上にするかについては、長時間議論が行われ、重合度3~9を食物繊維に含めるかどうかについては、各国政府に任されることで合意した。食物繊維が含まれている旨を強調表示する際の基準については、固形物については、100g中3g又は100kcal中1.5g又は一人前中に含まれる量が摂取目安量（daily reference value）の10%とすることで合意した。一人前の量、摂取目安量、液体の基準については、各国政府に任されることで合意し、本条件表案をステップ8に進め、第32回総会(2009年)に採択を諮ることとした。

分析法については、リストのアップデートも含めてフランスを議長とする電子作業部会で議論した上で次回議論することとなった。

議題5：栄養・特殊用途食品部会により適用されるリスク分析原則

オーストラリアが中心となって作成した原案を会期内作業部会で修正した案に基づき議論が行われた。「栄養関連物質」という用語が適切かどうか、リスク管理の判断が消費者の食生活等に与える影響をどのように判断するか等が議論され、文言の修正、重複したパラグラフの削除等を行った上で、一般原則部会（CCGP）の議論を経て総会に諮ることで合意した。

議題6：健康強調表示の科学的根拠についての勧告原案

フランスが中心となって作成した原案を会期直前の物理的作業部会で修正した案に基づき議論が行われ、いつ再評価を行うかは各国の判断にまかされること等の変更を加えた上で、ステップ5/8に進め、第32回総会に採択を諮ることとした。

議題7：栄養ガイドラインに則った表示を目的とした栄養参照量(NRV)の追加あるいは改訂原案

韓国が中心となって作成した原案を会期直前の物理的作業部会で修正した案に基づき議論が行われ、基本となる栄養量の指標については、平均必要量ではなく、推奨量を用いること等の変更が加えられた。一般集団のNRVの数値の決め方については、異なる性年齢群の数値のうち、一番高い数値を用いるのではなく、対象となる集団を適切に代表すると考えられるサブグループの平均値を用いることで概ね合意されたが、本改訂原案についてはステップ2/3に戻し、韓国を中心とする電子作業部会によって引き続き議論するとともに、FAO/WHOのビタミン及びミネラルの必要量に関する専門家会議報告書のデータに基づいて、具体的数値案を策定する作業を行うこととされた。

(参考)

栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）の作業と今後のアクション

事項	ステップ	次のアクション
栄養強調表示の使用に関するガイドライン: 栄養成分表示の条件表案 (Part B : 食物繊維含有量について)	8	・ 第 32 回総会
乳児及び年少幼児向けの特別用途食品に使用される栄養素配合物の推奨リスト案: Part D 特別栄養構造のための食品添加物推奨リスト: アラビアガム規定	8	・ 第 32 回総会
栄養・特殊用途食品部会により適用される栄養学的リスク分析原則及びガイドライン案	8	・ 第 25 回 CCGP ・ 第 32 回総会
健康強調表示の科学的根拠についての勧告原案	5/8	・ 第 32 回総会
栄養表示ガイドラインに則った表示を目的とした栄養参照量(NRV)の追加あるいは改訂原案	2/3	・ 電子作業部会(座長: 韓国) ・ 第 31 回 CCNFSDU
必須栄養素の食品への添加に関するコーデクス一般原則を修正するための新規作業提案	—	・ 電子作業部会 (座長: カナダ) ・ 第 31 回 CCNFSDU
低体重乳幼児向け穀物加工食品に関する規格作成のための新規作業提案	—	・ 電子作業部会 (座長: インド) ・ 第 31 回 CCNFSDU
乳児 (6-12 ヶ月齢) 及び幼児用調整補助食品に関するガイドライン改訂のための新規作業提案	—	・ 電子作業部会 (座長: ガーナ) ・ 第 31 回 CCNFSDU
疾患リスク低減のための NRV 策定のための原則、クライテリアを策定するための新規作業提案	—	・ 物理的作業部会 (座長: 米国) ・ 第 31 回 CCNFSDU

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 17 回食品輸出入検査・認証制度部会

日時 : 2008 年 11 月 24 日 (月) ~11 月 28 日 (金)

場所 : セブ (フィリピン)

仮議題

1.	議題の採択
2.	コーデックス総会及びその他の部会・特別部会からの付託事項
3.	CCFICS の作業にかかる FAO、WHO 及び他の国際政府機関の活動に関する報告
4.	海外の監査及び検査の実施のための原則及びガイドライン原案 (ステップ 4)
5.	衛生証明書的一般様式原案 (公的証明書の設計、作成、発行及び使用のためのガイドラインの付属文書) (CAC/GL38-2001) (ステップ 4)
6.	国内の食品検査システムに係るガイダンスの必要性に関する討議文書
7.	トレーサビリティ/プロダクトトレーシング (T/PT) の更なるガイダンスの必要性に関する討議文書
8.	意図的な食品への混入防止に関するガイダンスの策定に関する討議文書
9.	その他の事項及び今後の作業
10.	次回会合の日程及び開催地
11.	報告書の採択

第 17 回食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS) の主な検討議題

日時 : 2008 年 11 月 24 日 (月) ~ 11 月 28 日 (金)

場所 : セブ (フィリピン)

主要議題の検討内容

議題 4 海外監査及び検査の実施のための原則及びガイドライン原案(ステップ 4)

輸入国による現地調査、査察または検査の原則及びガイドラインについて本年の第 31 回コーデックス総会で新規作業として採択された。

今次会合では、本年 7 月に開催され、我が国も参加した作業部会が作成した案 (CX/FICS 08/17/4、Appendix I) を基に、原則のほか、下記の事項を中心に議論される。

- ・ 「システムベース監査」その他の用語の整理、コストの分担、チェックリストの開示など
- ・ 「食品輸出入検査認証制度の設計・運用・評価・認定に関するガイドライン (CAC/GL26-1997)」の Annex 「輸入国による輸出国における検査認証制度の評価・認証方法についてのガイドライン」を本ガイドラインに置き換えるべきか

海外監査及び検査について十分な経験を有していないが、輸入国であることに留意しながら対応したい。

議題 5 衛生証明書的一般様式原案 (公的証明書の設計、作成、発行及び使用のためのガイドラインの付属文書) (CAC/GL38-2001) (ステップ 4)

「公式証明書の様式と証明書の設計、作成、発行及び使用のためのガイドライン (CAC/GL38-2001)」に Annex として添付される衛生証明書的一般様式について、本年第 31 回コーデックス総会で新規作業として採択されたものである。

今次会合では、本年 7 月に開催され、我が国も参加した作業部会が作成した案 (CX/FICS 08/17/5、Appendix I) を基に議論される。

ガイドライン本体において、一つの証明書の中に、動物衛生、植物防疫上の証明事項も記載することも可能であるとしており、特に動物衛生に関する証明事項について、OIE が作成した様式と齟齬のないよう、また国内で既に採用している様式に大きな影響が出ないよう留意しながら対応したい。

**議題 6 国内の食品検査システムに係るガイダンスの必要性に関する討議文書
(提案国：豪州)**

第 15 回会合において、輸入品検査と整合した国内向け食品検査制度の構築を主な目的とするガイドラインの策定が提案され、豪州を中心とする電子作業部会(我が国も参加)を経て、ガイドラインに含むべき原則などについて検討することとされた。

今次会合では、輸入品検査との整合確保という視点ではなく、一般化された討議文書について、①本ガイドラインの必要性、②CCFICS が本議題を議論するのに適した部会であるかどうか等について議論される。

輸出入に関係ない国内向け食品検査制度について CCFICS で議論することか適当かどうかには留意しながら対応したい。

議題 7 トレーサビリティ／プロダクトトレーシング (T/PT) の更なるガイダンスの必要性に関する討議文書 (提案国：ノルウェー)

第 15 回会合において、「食品検査認証におけるトレーサビリティ／プロダクトトレーシング(T/PT)の適用のための原則 (CAC/GL 60-2006)」の適用を促進するためのガイダンスの作成が提案され、ノルウェーを中心とする電子作業部会(我が国も参加)を経て、議論することとなった。

今次会合では、電子作業部会において具体的なニーズが示されなかったことから、まず各地域調整部会において具体的なニーズについて検討すべきではないかとの提案がなされている。

上記原則の作成時にも同様のアプローチを取っていることから、まずは地域部会での議論を行うことを支持する方向で対応したい。

議題 8 意図的な食品への混入防止に関するガイダンスの策定に関する討議文書 (提案国：米国) (新規作業)

第 16 回会合において、健康被害をねらった意図的な食品への混入に対するガイダンスの作成が提案され、米国が討議文書を作成することとされた。

今次会合では、健康被害を狙ったものだけでなく、経済的利得を目的とした意図的な混入も対象とする討議文書を基に議論される。

昨今、意図的な混入事案が発生していることから、本提案の意義は十分認識するが、国際食品規格であるコーデックスのガイドラインとして、どのような内容になるのか注視しつつ対応したい。

2003年以降のCCFICSの主な新規作業とその作業状況

(別紙)

プライオリティ		2003	2004	2005	2006	2007	2008
作業							
1	食品の検査認証に係る衛生措置の同等性評価に関するガイドラインの付属文書	→					CAC/GL53の付属文書として採択
2	電子証明のための原則	→	CAC/GL38の付属文書として採択				
3	リスクベースによる輸入食品の検査のためのガイドライン	→			CAC/GL47の付属文書として採択		
4	食品検査認証制度におけるトレーサビリティ/ロダクトトレーシング適用のための原則	→			規格として採択		
5	輸入食品の不合格品に関する政府間での情報交換のためのガイドライン改定	→	作業中止				
6	公的証明書の様式と証明書の作成及び発行のためのガイドライン改定	→				規格として採択	
7	食品輸入管理制度のためのガイドラインにおける“適当な期間”の明確化	→	CAC/GL47のfootnoteとして反映				
海外現地査察及び検査の実施に関するガイドライン作成						→ Step4で検討	(物理的作業部会(座長:豪州))
衛生証明書の一般的モデルの作成						→ Step4で検討	(物理的作業部会(座長:EC))
国内の食品検査制度に関するガイダンス作成					→ 討議文書提案	(電子作業部会(座長:豪州))
トレーサビリティ/プロダクトトレーシング適用のための更なるガイダンス作成					→ 討議文書提案	(電子作業部会(座長:ルウェー))
意図的な食品汚染 (intentional food contamination) 防止に関するガイダンス作成					→ 討議文書提案	(米国作成)

食品輸出入・検査認証部会 (CCFICS) が所掌する規格

- 食品輸出入検査認証の原則 (CAC/GL 20-1995)
- 食品輸入管理制度に関するガイドライン (CAC/GL 47-2003, Rev. 1-2006)
- 食品輸出入検査認証制度の設計・運用・評価・認定に関するガイドライン (CAC/GL 26-1997)
- 食品輸出入検査認証制度についての同等性に関する合意の形成に関するガイドライン (CAC/GL 34-1999)
- 食品の検査認証に係る衛生措置の同等性評価に関するガイドライン (CAC/GL 53-2003)
- 公的証明書の設計、作成、発行及び使用のためのガイドライン (CAC/GL 38-2001, Rev. 1-2005, Rev. 2-2007)
- 食品安全性の緊急事態における情報交換に関する原則とガイドライン (CAC/GL 19-1995, Rev. 1-2004)
- 輸入食品の不合格品に関する政府間での情報交換のためのガイドライン (CAC/GL 25-1997)
- 食品検査認証におけるトレーサビリティ/プロダクトトレーシング (T/PT) の適用のための原則 (CAC/GL 60-2006)

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 40 回食品衛生部会 (CCFH)

日時 : 2008 年 12 月 1 日 (月) ~ 5 日 (金)

場所 : グアテマラ・シティ (グアテマラ)

仮議題

1.	議題の採択
2.	コーデックス総会及びその他の部会から食品衛生部会への付託事項
3.	FAO、WHO 及び他の国際政府間機関から提起された事項
(a)	FAO/WHO 合同微生物学的リスク評価専門家会議 (JEMRA) の経過報告及び関連事項
(b)	国際獣疫事務局 (OIE) からの情報
4.	幼児向けフォローアップミルク及び医療用調製粉乳に関する微生物学的規準 (乳幼児用調製粉乳に関する衛生実施規範の付属文書) (ステップ 4)
5.	調理済み食品中のリステリア・モノサイトゲネスに関する微生物学的規準原案 (ステップ 4)
6.	鶏肉中のカンピロバクター及びサルモネラ属菌の管理のためのガイドライン原案 (ステップ 4)
7.	生鮮野菜・果実に関する衛生実施規範: 薬物のハーブを含む緑色葉野菜付属文書原案 (ステップ 4)
8.	海産食品におけるビブリオ属菌に関する衛生実施規範原案 (ステップ 4)
9.	その他の事項及び今後の作業
(a)	食品衛生部会における作業の優先順位決定に関する特別作業部会報告の検討
10.	次回会合の日程及び開催地
11.	報告書の採択

※標記会合に先立ち、2008 年 11 月 30 日 (日) に「CCFH における作業の優先順位決定に関する特別作業部会」が開催される予定。

第 40 回食品衛生部会（CCFH）の主な検討議題

日時：2008 年 12 月 1 日（月）～12 月 5 日（金）

場所：グアテマラ（グアテマラ・シティ）

主要議題の検討内容

仮議題 4. 幼児向けフォローアップミルク及び医療用調製粉乳に関する微生物学的規準（乳幼児用調製粉乳に関する衛生実施規範の付属文書）（ステップ 4）

前回会合において、全ての調製粉乳製品を対象とした衛生実施規範を主体とする本文書、12 ヶ月齢以下の乳児を対象とした、乳幼児用調製粉乳、医療用の乳幼児用調製粉乳及び母乳強化剤についてサルモネラ属菌、*Enterobacter sakazakii* の微生物学的規準を定めた付属文書 I 及びモニタリング計画策定に関するガイダンスを示した付属文書 III が取りまとめられ、本年 7 月のコーデックス総会で採択されたところである。

一方、幼児向けフォローアップミルクと医療用調製粉乳に関する付属文書 II に含めることとされた、6－12 ヶ月齢以下の乳児を対象としたフォローアップミルクについては、上記 2 つの病原菌の微生物学的規準を策定する必要性について、前回会合において合意に至らなかった。よって、付属文書 II についてはステップ 2 に戻した上で、FAO/WHO に対し、6－12 ヶ月齢の乳児のリスクについて改めて検討を依頼することとされていた。

今回の会合では、本年 7 月に開催された FAO/WHO 合同専門家会議の報告書（暫定版）を踏まえ、カナダを座長とする電子的作業部会（日本も参加）で取りまとめられた原案に基づき議論されることとなっている。

FAO/WHO 合同専門家会議では、データの不足から、フォローアップミルクのリスクについて明確な結論が得られていないが、適切なリスク管理が行われるよう対応したい。

仮議題 5. 調理済み食品中のリステリア・モノサイトゲネスに関する微生物学的規準原案（ステップ 4）

昨年 7 月のコーデックス総会で採択された「調理済み食品中（Ready-to-eat foods）のリステリア・モノサイトゲネスの管理における食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン」の付属文書として、調理済み食品中のリステリア・モノサイトゲネスの微生物学的規準を検討しているもの。今年 5 月にドイツを座長して開催された物理的作業部会（日本も参加）の報告書では、1）リステリアの増殖が起きる食品について

は「不検出/25g」、2) 増殖が起きない食品については「100 CFU/g」、及び、もう1つのアプローチとして、3) 規制機関が1)、2)の規格と同じレベルの消費者保護を提供できると考える妥当性確認 (Validate) された規格を設定できるとする規準案が提案されている。

増殖が起きる食品・起きない食品の分類等の科学的根拠、及び、3)の規格を設定するために必要な情報/データについて情報収集に努め、科学的に妥当な規準が設定されるよう対応したい。

仮議題 6. 鶏肉中のカンピロバクター及びサルモネラ属菌の管理のためのガイドライン原案 (ステップ 4)

鶏肉中のカンピロバクター及びサルモネラ属菌について、適正衛生規範 (GHP)、HACCP、ハザード低減に関する特別な知識及びリスク評価に基づく管理手法を包含する全般的なガイドライン案を検討しているものである。

前回の会合において、適用範囲をブロイラー肉以外の鶏肉に拡大することは合意されたが、新たに追加されたブロイラー肉以外の鶏肉に関する科学的情報が不足しているため、部会メンバーから情報を求める回付文書を発すること、ブロイラー以外の鶏肉のためのガイドラインについては付属文書とすること、ブロイラーのためのガイドラインの作業は先行して進めることが合意され、ニュージーランドとスウェーデンを座長とする物理的作業部会を開催し、ブロイラーを中心に作業を進めることとされていたもの。今回の会合では、今年5月に開催された物理的作業部会 (日本も参加)での検討結果を踏まえ、議論することとされている。

我が国では、鶏肉によるカンピロバクター食中毒は多数発生していることから、フードチェーンの各段階におけるリスク低減措置の効果等に関する情報収集に努め、適宜対応したい。

仮議題 7. 生鮮野菜・果実に関する衛生実施規範：葉物のハーブを含む緑色葉野菜 付属文書原案 (ステップ 4)

既に採択されている「生鮮果実・野菜に関する衛生実施規範」に関して、緑色葉野菜に特化した付属文書を作成するもので、本年7月のコーデックス総会において新規作業として承認されたもの。今回の会合では、米国を中心とする電子作業部会 (日本も参加)が、本年5月に開催されたFAO/WHO合同専門家会議の報告書 (暫定版)等に基づいて作成した原案に基づいて議論することとされている。

世界各国における葉物のハーブを含む緑色葉野菜を原因としたアウトブレイクの発生予防のため、実行可能でかつリスクを低減する上で効果的な付属文書が早期に作

成されるよう対応したい。

仮議題 8. 海産食品におけるビブリオ属菌に関する衛生実施規範原案（ステップ 4）

海産食品におけるビブリオ属菌に関する衛生実施規範案を検討しているものであり、本年7月に開催されたコーデックス総会において新規作業として承認されたもの。今回の会合では日本を座長国とする物理的作業部会（2008年6月）において作成された原案について議論をすることとなっている。

原案では、病原性を持つビブリオ属菌の中でも、特に、腸炎ビブリオ、ビブリオ・コレラ、ビブリオ・バルニフィカスの3つに焦点を当て、食品衛生の一般的な実施規範に加え、加工・調理等に使用する水や交叉汚染に関する注意点や、温度管理（品温を10℃以下に保持）等、ビブリオ属菌のリスクを管理する上で特に留意すべき内容について取りまとめられている。

作業部会の座長国として、円滑な議論に資するよう努めるとともに、実行可能でかつビブリオ属菌によるリスクを低減する上で効果的な衛生実施規範が早期に作成できるよう対応したい。

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 21 回油脂部会

日時 : 2009 年 2 月 16 日 (月) ~2 月 20 (金)

場所 : コタキナバル (マレーシア)

想定される仮議題 (資料未着のため)

1.	FAO/WHO 技術会合から提起された事項: 許容される前荷に関する規準 (ステップ 4)
2.	バルクでの食用油脂の保管、輸送に関する国際実施規範に記載される許容される前荷リスト (ステップ 7 及び 4)
3.	名前の付いた植物油規格の修正案: 米ぬか油規格 (ステップ 7)
4.	名前の付いた植物油規格の修正原案: 無漂白パーム油規格の総カロチノイドの修正 (ステップ 4)
5.	オリーブ油及び精製オリーブ粕油規格のセクション 3.9: リノレン酸含有量の検討 (ステップ 4)
6.	名前の付いた植物油規格の修正: パーム核ステアリン及びパーム核オレイン (ステップ 4)
7.	名前のついた植物油規格の改訂のための規準に関する討議文書

第 21 回油脂部会 (CCFO) の主な検討議題

日時 : 2009 年 2 月 16 日 (月) ~ 2 月 20 日 (金)

場所 : コタキナバル (マレーシア)

主要議題の検討内容

1 FAO/WHO 技術会合から提起された事項: 許容される前荷に関する規準(ステップ 4)

2 バルクでの食用油脂の保管、輸送に関する国際実施規範に記載される許容される前荷リスト (ステップ 7 及び 4)

1987 年、「食用油のバルクでの保管・輸送に関する行動規範」の採択とともに、「許諾可能な (acceptable) 前荷リスト」と「禁止される前荷リスト」を付表として作成する作業が開始された。

2001 年に禁止リストについては採択されたが、許諾リストについては意見が対立しており、FAO/WHO 合同の技術会合に許諾リストを作成する規準 (criteria) の検討を委託し、今回会合においては、許諾リストの規準案及びリスト案について議論する。

我が国の業界は、食用油のバルク輸送における前荷の条件については、油脂の貿易に関する国際的な業界団体 (Federation of Oils, Seeds and Fats Association、National Institute of Oilseeds Products) のリストを活用しており、これらと整合性のとれたリストが作成されるよう対応したい。

3 名前の付いた植物油規格の修正案: 米ぬか油規格 (ステップ 7)

インドの提案により作業を開始し、2005 年及び 2007 年に議論を行った (両方ともインドは欠席)。我が国が提出してきたコメントが反映されている原案を支持したい。

4 名前の付いた植物油規格の修正原案: 無漂白パーム油規格の総カロチノイドの修正 (ステップ 3)

2005 年、インドネシアの提案により、既存の無漂白パーム油の規格にあるカロチノイドの基準値の見直しが始まったが、2007 年の会合において、マレーシアより、本指標は品質に関わる重要なものであり、インドネシアが提案した規準値は低すぎるとし、根拠となるデータの提出を求めているところ。我が国としては、輸入の太宗を占めるマレーシアの動向を踏まえ、対処したい。

6 名前の付いた植物油規格の修正原案：パーム核ステアリン及びパーム核オレイン（ステップ4）

2007年、マレーシアの提案により、パーム核ステアリンとパーム核オレインを新たに『名前の付いた植物油規格』に規定する作業が開始された。

我が国としては、国内で流通する製品の規格と大きく乖離することのないよう対処したい。

油脂部会関連コーデックス規格一覧

- **Codex Standard for Edible Fats and Oils not Covered by Individual Standards (CODEX STAN 19-1981, Rev. 2-1999)**

- **Codex Standard for Named Vegetable Oils (CODEX-STAN 210, Amended 2005)**

2.1.1	Arachis oil	2.1.2	Babassu oil	2.1.3	Coconut oil
2.1.4	Cottonseed oil	2.1.5	Grapeseed oil	2.1.6	Maize oil
2.1.7	Mustardseed oil	2.1.8	Palm kernel oil	2.1.9	Palm oil
2.1.10	Palm olein	2.1.11	Palm stearin	2.1.12	Palm superolein
2.1.13	Rapeseed oil	2.1.14	Rapeseed oil - low erucic acid	2.1.15	Safflowerseed oil
2.1.16	Safflowerseed oil - high oleic acid	2.1.17	Sesameseed oil	2.1.18	Soya bean oil
2.1.19	Sunflowerseed oil	2.1.20	Sunflowerseed oil - high oleic acid	2.1.21	Sunflowerseed oil - mid oleic acid (mid-oleic acid sunflower oil)

- **Codex Standard for Olive Oils and Olive Pomace Oils (CODEX STAN 33-1981, Rev. 2-2003)**

2.1	Olive oil	2.2	Virgin olive oils	2.3	Olive-pomace oil
-----	-----------	-----	-------------------	-----	------------------

- **Codex Standard for Named Animal Fats (CODEX-STAN 211 – 1999)**

2.1	Lard	2.2	Rendered pork fat	2.3	Premier jus (oleo stock)
2.4	Edible tallow				

- **Codex Standard for Fat Spreads and Blended Spreads (CODEX STAN 256-2007)**

- **Recommended International Code of Practice for the Storage and Transport of Edible Oils and Fats in Bulk (CAC/RCP 36 - 1987, Rev. 3-2005)**